

会社や職種に関係なく
一人でも誰でも入れる
労働組合
千葉スクラムユニオン



2016年4月12日 第25号
発行：千葉スクラムユニオン
千葉市中央区祐光2-5-8
ハイツカメリア202号
TEL/FAX：043-221-2525
E-mail：t-oyana@lapis.plala.or.jp
http://scrunion.web.fc2.com/

■発行責任者：大島甲三 ■編集責任者：平野良成

パートタイマーの社会保険の 加入条件が拡大されます

平成28年10月より従業員数500人超の企業で、パートの社会保険の加入条件が拡大されます。

現在、パートの社会

保険の加入条件は、労働時間が正社員の4分の3以上の方が対象になっていきます。今回の改正で、従業員数500人超の企業で、週の所定労働時間が20



時間以上のパートが社会保険の適用となります。会社にとっては、社会保険料が増加しますので、大きなコストアップとなります。

現行

①1日または1週間の労働時間が正社員の概ね4分の3以上であること。

②1か月の労働日数が正社員の概ね4分の3以上であること。

平成28年10月より適用拡大

①1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

②月額賃金8万8千円以上（年収106万円以上）であること。

③当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること。

④通常の労働者の総数が常時500人以上を



超える事業所であること。

従業員数500人以下の企業について

平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるとされています。

です。ですので、平成31年10月より新ルールが適用される可能性があります。

事業主の負担はどのくらいになるのか？

(例)時給880円(1か月100時間勤務、

月額8万8千円(報酬8万8千円)のパート従業員が社会保険に加入となった場合、1ヶ月の保険料は、下表のようになります。

1年・事業主負担分

13,225円×12か月＝158,700円

※1年あたり、約16万円の負担増。

※月額8万8千円の給与に13225円の事業主負担を加えると、

(88,000円+13,225円)

	事業主負担分	被保険者負担分
健康保険料	4,369円	4,369円
介護保険料	682円	682円
厚生年金保険料	8,042円	8,042円
児童手当拠出金	132円	—
合計	13,225円	13,093円

※平成24年8月現在、教会けんぽ千葉の保険料率の場合

÷100時間(勤務時間)＝1,012円
＝1,012円
1,012円－880円(時給)＝132円
★1時間当たり132円のコストアップ
★132円時給を上げた(昇給)こととなります。
※社会保険の適用、社会保険の調査に関する質問は、浅山社会保険労務士事務所 (043-255-6410)

派遣社員、一斉に「解雇通告」

N関労茨城支部 小峰幹夫（抜粋）

「時給50円上げて」「交通費を支給して」。3月16日、N関労茨城支部のスト突入確認集会のコールに呼応するかの様な、女性派遣社員たちの心の内の叫びが聞こえてくる。

会社の新たな業務集約に伴い、テルウエル・ジョブサポートから派遣されている派遣社員たちが2月29日、一斉に「解雇予告」を通告



された。10年以上、派遣社員としてN T Tに働いてきた女性たちも数多くいる。「解雇通告」を通告された彼女たちは、やり場のない怒りで震えていた。改めて沼田組合員の解雇撤回闘争が思い浮かぶ。女性

の一人は「悔しい」と、青ざめた顔でN関労組合員に眼で訴えていた。N T Tの派遣切りが週刊誌の特集記事になるほど、情け容赦のない派遣社員の、生活基盤そのものを奪う仕打ちが続いている。ある女性

は、「4月から子どもが中学に上がるのにどうしよう」と語ってくれた。

M E所属の派遣社員たちは全員、同じN T Tグループ内の会社で

採用が決まり、とりあえず一安心した。しかし、これからも数カ月置きの契約更新という、不安定な雇用に変わりはない。結局、一人一人がN関労などの闘う労働組合に結集し、団

最低賃金千円に！ 土浦駅前で宣伝行動

茨城ユニオンは2月27日、土浦駅西口の市役所前に結集し、「最低賃金 全国どこでもい

ますぐ千円に！」の実現に向け、全国コミュニケーションユニオンの仲間とともに全国統一行動を実施しました。

結して立ち上がらない限り、少しでも人間らしく働き続ける、生き得ないということだ。N関労の果たす役割はまだまだ広く、大きい。



茨城の最賃747円、現状の最低賃金は、東京が最高で907円、最低は沖縄や宮崎県など4県が639円です。茨城県は747円で

金をと参加者各自がマイクをにぎり通行する人々に訴え、チラシ配布を実施しました。総務省などの意識調査によると、正社員として働く機会がなく、不本意ながら非正社員で働く人の割合は19・2%、若年世代の25歳から35歳に限れば30・3%のぼりです。

非正規労働者 平均168万円

国税庁の調査によると、2013年度の正社員の平均年収が473万円で前年比1・2%増なのに対し、非正規で働く人の平均年収は、168万円と0・1%減となっています。また、母子世帯では生活が「苦しい」と8割の人が答えています。母子世帯の働くお母さんの4割以上が非正規雇用で働いています。

人間らしく 生活できる賃金を

消費税と円安などによる物価上昇がこうして働く貧困層の生活を直撃しています。誰でも普通に働き生活出来るように最低賃金の大幅な引き上げによる賃金全体の底上げが必要になってきています。

憲法25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、また労働基準法第一条には労働条件について、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要をみたすべきものでなければならぬ」と書いていますが、黙っていて与えられるものではなく、労働者が行動し、勝ち取らない限り何も変わりません。共に行動しましょう。（茨城ユニオン 第110号より）